

令和8年度 香川県立善通寺支援学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に則り、いじめの防止等のための基本方針、香川県いじめ防止基本方針及び香川県教育基本計画に基づき、香川県立善通寺支援学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。基本方針は、香川県立善通寺支援学校に学ぶすべての児童生徒が、人権尊重の理念のもとに個人の尊厳を侵害されることなく、充実した学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的として策定するものである。

第1 趣旨

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等の基本的な方針

全教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」との認識のもと、全児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育の実現を決意し、次の方針のもとに取り組む。

- (1)全教職員が全児童生徒の生活状況及び人間関係に関する情報を共有し、協働態勢のもとにいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- (2)学校の内外を問わず、いじめの事実を確認した場合、全教職員が被害児童生徒を「守り通す」という立場に立ち、関係児童生徒の保護者に対して教育的配慮のもとに情報を適切に提供して協力を得るとともに、毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、いじめの解決に取り組む。
- (3)いじめが重大事態や犯罪行為であると認められる場合、速やかに香川県教育委員会に報告して指示のもとに対応するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報して援助を受けながら問題の解決に取り組む。

第2 いじめの防止等の組織及び取組

1 いじめの防止等の組織

- (1)いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に関して、全教職員による実効性のある取り組みを進めるためにいじめ防止委員会（以下、「本委員会」）を設置する。
- (2)本委員会の議長は生徒指導主事とし、委員は次のとおりとする。
校長、教頭2、部主事3、教務主任、人権・同和教育主任、教育支援部長、養護教諭、SC、該当児童生徒の関係職員、(臨時開催の場合必要に応じて生徒指導部員)、生徒指導副部長（記録）

2 いじめの防止等の研修

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に係る実践的な研修を通じて、全教職員がいじめの防止等に向けた共通認識のもとに資質の向上を図る。

3 いじめの調査と記録の作成

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に関する記録を作成する。

第3 いじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

教育目標「人権尊重の精神と他者を思いやる温かい心の育成」を基本に、全教職員が教育活動全体を通じて、いじめの防止に関する教育活動に取り組む。

- (1)お互いを認め合う人間関係や「いじめ」を許さない雰囲気が浸透するような学校を児童生徒、教職員が作る。
- (2)「いじめに関する」道徳教育及び体験活動等を通じて、人間関係を育み、社会性を涵養する。
- (3)情報モラルに関する啓発を通じて、ネット上のいじめ及びトラブルを防止する。
- (4)特に配慮が必要な児童生徒に対しては、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (5)いじめの防止等に向けて、関係機関や保護者と連携を図る。

2 いじめの早期発見

いじめは、物理的な影響に限らず心理的な影響を与える行為など周囲から識別できにくいため、全教職員が、教育活動全体を通じて、全児童生徒の生活状況及び人間関係に関する情報を把握し、いじめの早期発見に取り組む。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめの認知に努める。

- (1) 学級担任や教科担当者を中心とする常々の見守りにより、児童生徒の言動や表情、体調等の変化に気付けるようにする。
- (2) いじめの兆候が見られたときには、教員同士の情報共有と共通理解を図り迅速に対応する。
- (3) 担任及び関係教職員による全児童生徒の面接及び保護者との面談や学校生活アンケートの実施を通じて、生活状況及び人間関係を把握する。
- (4) 児童生徒からのいじめに関する相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。
- (5) 保護者が安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

3 いじめに対する措置

いじめを確認した場合、適切かつ迅速に調査を開始して事実関係を明らかにし、必要に応じて「いじめ防止委員会」を開き、関係機関の指示や援助を受けながら、組織的に対応する。そして、全教職員が協力し、解決に向けて取り組む。

- (1) 「いじめ防止委員会」で決まった内容や指導方針について全教職員が情報を共有し、協働態勢のもとにいじめの解決に取り組む。
- (2) 関係児童生徒の保護者に対して、教育的配慮のもとに情報を適切に提供し協力を得て、いじめの解決に取り組む。
- (3) いじめの被害児童生徒及び保護者に対しては、「守り通す」という学校的意思を伝えて安全確保を図り、安心して教育を受けられる措置を講じる。
- (4) いじめの加害児童生徒に対しては、保護者の協力を得て、いじめを制止するとともに、教育的配慮のもと、反省と謝罪の気持ちをもてるよう指導を行う。そして、当該児童生徒の成長を促すことができるよう、毅然とした対応と粘り強い指導に取り組む。
- (5) 潜在的ないじめに対しては、粘り強く事実関係を調査するとともに、いじめの防止に向けて継続的に取り組む。
- (6) 全教職員がいじめの解決に真摯に取り組み、問題解決後も関係児童生徒及び保護者に対する継続的な指導や支援を通じて、いじめの再発防止に取り組む。

第4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは「いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」「被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの案件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するように努める。

第5 その他

1 学校評価の実施及び評価結果の公表

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に関して、評価を行い、結果を公表する。

2 年間計画の策定と基本方針の見直し

- (1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に関して、基本方針のもとに学校や児童生徒の実態に応じた年間計画を作成し、実効性のある取り組みを組織的、計画的に進める。
- (2) 学校評価結果を踏まえて基本方針を見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置に関して、取り組みの改善を図る。